

○ 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）

改正案	現行
<p>（簡便な会計処理に関する記載）</p> <p>第六条 四半期財務諸表作成のために、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、簡便な会計処理を適用した場合には、その旨及びその内容を前条の規定による記載の次に記載しなければならない。ただし、重要性が乏しい場合には、記載を省略することができる。</p> <p>（四半期財務諸表の作成に特有の会計処理に関する記載）</p> <p>第七条 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、四半期財務諸表の作成に特有の会計処理を適用した場合には、その旨及びその内容を前条の規定による記載の次に記載しなければならない。ただし、重要性が乏しい場合には、記載を省略することができる。</p> <p>（有価証券に関する注記）</p> <p>第九条 有価証券（次の各号に掲げる有価証券に限る。）については、当該有価証券が会社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額に前事業年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記</p>	<p>（簡便な会計処理に関する記載）</p> <p>第六条 四半期財務諸表作成のために、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、簡便な会計処理を適用した場合には、その旨及びその内容を前条の規定による記載の次に記載しなければならない。ただし、重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。</p> <p>（四半期財務諸表の作成に特有の会計処理に関する記載）</p> <p>第七条 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、四半期財務諸表の作成に特有の会計処理を適用した場合には、その旨及びその内容を前条の規定による記載の次に記載しなければならない。ただし、重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。</p> <p>（有価証券に関する注記）</p> <p>第九条 有価証券については、当該有価証券が会社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額に前事業年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、適時に、</p>

しなければならない。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。

一・二 (略)

(持分法損益等の注記)

第十二条 関連会社（財務諸表等規則第八条第五項及び第六項の規定により四半期連結財務諸表提出会社の関連会社とされる者をいう。以下この条において同じ。）を有している場合には、当該関連会社に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第二条第八号に規定する方法をいう。）を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額を注記しなければならない。ただし、損益等からみて重要性の乏しい関連会社については除外してこれらの金額を算出することができる。

(共同支配企業の形成の注記)

第十八条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、共同支配企業の形成に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、個々の共同支配企業の形成に重要性は乏しいが、企業結合が行われた四半期会計期間の共同支配企業の形成全体に重要性がある場合には、同項に定める事項を当該企業結合全体で注記しなければならない。

正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。

一・二 (略)

(持分法損益等の注記)

第十二条 関連会社（財務諸表等規則第八条第五項及び第六項の規定により連結財務諸表提出会社の関連会社とされる者をいう。以下この条において同じ。）を有している場合には、当該関連会社に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第二条第八号に規定する方法をいう。）を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額を注記しなければならない。ただし、損益等からみて重要性の乏しい関連会社については除外してこれらの金額を算出することができる。

(共同支配企業の形成の注記)

第十八条 (略)

(新設)

(営業外収益の表示方法)

第六十三条 営業外収益に属する収益は、受取利息(有価証券利息を含む。)、受取配当金、有価証券売却益その他の項目の区分に従い、当該収益を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各収益のうち、その金額が営業外収益の総額の百分の二十以下のもので一括して表示することが適であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

(営業外費用の表示方法)

第六十四条 営業外費用に属する費用は、支払利息(社債利息を含む。)、有価証券売却損その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各費用のうち、その金額が営業外費用の総額の百分の二十以下のもので一括して表示することが適であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

(特別利益の表示方法)

第六十六条 特別利益に属する利益は、前期損益修正益、固定資産売却益その他の項目の区分に従い、当該利益を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各利益のうち、その金額が特別利益の総額の百分の二十以下のもので一括して表示するこ

(営業外収益の表示方法)

第六十三条 営業外収益に属する収益は、受取利息(有価証券利息を含む。)、受取配当金、有価証券売却益その他の項目の区分に従い、当該収益を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各収益のうち、その金額が営業外収益の総額の百分の二十以下のもので一括して表示することが適であると認められるものについては、当該収益を一括して示す科目をもって掲記することができる。

(営業外費用の表示方法)

第六十四条 営業外費用に属する費用は、支払利息(社債利息を含む。)、有価証券売却損その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各費用のうち、その金額が営業外費用の総額の百分の二十以下のもので一括して表示することが適であると認められるものについては、当該費用を一括して示す科目をもって掲記することができる。

(特別利益の表示方法)

第六十六条 特別利益に属する利益は、前期損益修正益、固定資産売却益その他の項目の区分に従い、当該利益を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各利益のうち、その金額が特別利益の総額の百分の二十以下のもので一括して表示するこ

とが適当であると認められるものについては、当該利益を一括して示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

第六十九条 (略)

2・3 (略)

4 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもって記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

(一株当たり四半期純損益金額等の注記)

第七十条 (略)

2 (略)

3 当四半期会計期間において株式併合又は株式分割が行われた場合には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、前事業年度において潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額が一株当たり当期純利益金額を下回らない場合及び一株当たり当期純損失金額の場合には、その旨を記載し、前事業年度に係る潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額の記載は要しないものとする。

一・二 (略)

4 四半期貸借対照表日後に株式併合又は株式分割が行われた場合に

とが適当であると認められるものについては、当該利益を一括して示す科目をもって掲記することができる。

第六十九条 (略)

2・3 (略)

4 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもって記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、第一項第一号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

(一株当たり四半期純損益金額等の注記)

第七十条 (略)

2 (略)

3 当四半期会計期間における四半期累計期間において株式併合又は株式分割が行われた場合には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、前事業年度において潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額が一株当たり当期純利益金額を下回らない場合及び一株当たり当期純損失金額の場合には、その旨を記載し、前事業年度に係る潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額の記載は要しないものとする。

一・二 (略)

4 四半期貸借対照表日後に株式併合又は株式分割が行われた場合に

は、重要な後発事象として次の各号に掲げる事項を記載しなければならぬ。ただし、当四半期会計期間において潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額が一株当たり四半期純利益金額を下回らない場合及び一株当たり四半期純損失金額の場合には、その旨を記載し、当四半期会計期間に係る潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額の記載は要しないものとする。

一 (略)

二 前事業年度の開始の日に当該株式併合又は当該株式分割が行われたと仮定した場合における前事業年度の対応する四半期会計期間及び四半期累計期間に係る一株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額

三 (略)

(営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等)

第七十六条 財務諸表等規則第百十三条から第百十八条までの規定は、四半期キャッシュ・フロー計算書の記載方法について準用する。

この場合において、財務諸表等規則第百十三条第二号中「税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額」とあるのは「税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額」と、同号イ及びハ中「損益計算書」とあるのは「四半期損益計算書」と読み替えるものとする。

(表示方法)

は、重要な後発事象として次の各号に掲げる事項を記載しなければならぬ。ただし、当四半期会計期間において潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額が一株当たり四半期純利益金額を下回らない場合及び一株当たり四半期純損失金額の場合には、その旨を記載し、当四半期会計期間に係る潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額の記載は要しないものとする。

一 (略)

二 前事業年度の開始の日に当該株式併合又は当該株式分割が行われたと仮定した場合における前事業年度の対応する四半期会計期間及び四半期累計期間の一株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額

三 (略)

(営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等)

第七十六条 財務諸表等規則第百十三条から第百十八条までの規定は、四半期キャッシュ・フロー計算書の記載方法について準用する。

この場合において財務諸表等規則第百十三条第二号中「税引前当期純利益又は税引前当期純損失」とあるのは「税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失」と、同号イ及びハ中「損益計算書」とあるのは「四半期損益計算書」と読み替えるものとする。

(表示方法)

第八十五条 第四条第三項及び第五条第一項第二号の規定は、外国会社
社が提出する四半期財務書類について準用する。

2 (略)

(注記の方法)

第八十七条 (略)

2 第二十三条第三項の規定は、第八十四条及び第八十五条第二項の
規定により注記をする場合に準用する。

第八十五条 第四条第三項及び第五条第一項の規定は、外国会社が提
出する四半期財務書類について準用する。

2 (略)

(注記の方法)

第八十七条 (略)

2 第二十三条第二項の規定は、第八十四条及び第八十五条第二項の
規定により注記をする場合に準用する。

○ 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十二号）

改 正 案

現 行

様式第一号		様式第一号	
【四半期貸借対照表】		【四半期貸借対照表】	
資産の部 流動資産 現金及び預金 受取手形及び売掛金（純額） 有価証券 商品 製品 半製品 原材料 仕掛品 その他 流動資産合計 固定資産 有形固定資産 無形固定資産 投資その他の資産 固定資産合計 繰延資産 資産合計 負債の部 流動負債 支払手形及び買掛金 短期借入金 未払法人税等 引当金 その他 流動負債合計 固定負債 社債 長期借入金 引当金 その他 固定負債合計 負債合計		当第 四半期 会計期間末 （平成 年 月 日）	
		前事業年度末に係る 要約貸借対照表 （平成 年 月 日）	
		（単位：円）	
		当第 四半期 会計期間末 （平成 年 月 日）	
		前事業年度末に係る 要約貸借対照表 （平成 年 月 日）	
		（単位：円）	
流動資産	×××	×××	×××
現金及び預金	×××	×××	×××
受取手形及び売掛金	×××	×××	×××
有価証券	×××	×××	×××
商品	×××	×××	×××
製品	×××	×××	×××
半製品	×××	×××	×××
原材料	×××	×××	×××
仕掛品	×××	×××	×××
その他	×××	×××	×××
流動資産合計	×××	×××	×××
固定資産	×××	×××	×××
有形固定資産	×××	×××	×××
無形固定資産	×××	×××	×××
投資その他の資産	×××	×××	×××
固定資産合計	×××	×××	×××
繰延資産	×××	×××	×××
資産合計	×××	×××	×××
負債の部	×××	×××	×××
流動負債	×××	×××	×××
支払手形及び買掛金	×××	×××	×××
短期借入金	×××	×××	×××
未払法人税等	×××	×××	×××
引当金	×××	×××	×××
その他	×××	×××	×××
流動負債合計	×××	×××	×××
固定負債	×××	×××	×××
社債	×××	×××	×××
長期借入金	×××	×××	×××
引当金	×××	×××	×××
その他	×××	×××	×××
固定負債合計	×××	×××	×××
負債合計	×××	×××	×××

純資産の部	
株主資本	
資本金	×××
資本剰余金	×××
利益剰余金	×××
自己株式	△×××
株主資本合計	×××
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	×××
繰延ヘッジ損益	×××
土地再評価差額金	×××
……………	×××
評価・換算差額等合計	×××
新株予約権	×××
純資産合計	×××
負債純資産合計	×××

(記載上の注意)
別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

純資産の部	
I 株主資本	
1 資本金	×××
2 資本剰余金	×××
3 利益剰余金	×××
4 自己株式	-×××
株主資本合計	×××
II 評価・換算差額等	
1 その他有価証券評価差額金	×××
2 繰延ヘッジ損益	×××
3 土地再評価差額金	×××
……………	×××
評価・換算差額等合計	×××
III 新株予約権	×××
純資産合計	×××
負債純資産合計	×××

(記載上の注意)
別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

○ 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十二号）

改正案

現行

様式第二号 【四半期損益計算書】 【第 四半期累計期間】		様式第二号 【四半期損益計算書】 【第 四半期累計期間】	
(単位：円)		(単位：円)	
前第 四半期累計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当第 四半期累計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	前第 四半期累計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当第 四半期累計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
売上高	×××	×××	×××
売上原価	×××	×××	×××
売上総利益 (又は売上総損失)	×××	×××	×××
販売費及び一般管理費	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
販売費及び一般管理費合計	×××	×××	×××
営業利益 (又は営業損失)	×××	×××	×××
営業外収益	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
営業外収益合計	×××	×××	×××
営業外費用	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
営業外費用合計	×××	×××	×××
経常利益 (又は経常損失)	×××	×××	×××
特別利益	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
特別利益合計	×××	×××	×××
特別損失	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
特別損失合計	×××	×××	×××
税引前四半期純利益 (又は税引前 四半期純損失)	×××	×××	×××
法人税、住民税及び事業税	×××	×××	×××
法人税等調整額	×××	×××	×××
法人税等合計	×××	×××	×××
四半期純利益 (又は四半期純損失)	×××	×××	×××

区 分	注記 番号	金 額(円)	百分比 (%)	金 額(円)	百分比 (%)
I 売上高		×××		×××	
II 売上原価		×××		×××	
売上総利益 (又は売上総損 失)		×××		×××	
III 販売費及び一般管理費		×××		×××	
.....		×××		×××	
.....		×××		×××	
販売費及び一般管理費 合計		×××		×××	
営業利益 (又は営業損失)		×××		×××	
IV 営業外収益		×××		×××	
.....		×××		×××	
.....		×××		×××	
営業外収益 合計		×××		×××	
V 営業外費用		×××		×××	
.....		×××		×××	
.....		×××		×××	
営業外費用 合計		×××		×××	
経常利益 (又は経常損失)		×××		×××	
VI 特別利益		×××		×××	
.....		×××		×××	
.....		×××		×××	
特別利益 合計		×××		×××	
VII 特別損失		×××		×××	
.....		×××		×××	
.....		×××		×××	
特別損失 合計		×××		×××	
税引前四半期純利益 (又は税 引前四半期純損失)		×××		×××	
法人税、住民税及び事業税		×××		×××	
法人税等調整額		×××		×××	
法人税等合計		×××		×××	
四半期純利益 (又は四半期 純損失)		×××		×××	

(記載上の注意)
別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

(記載上の注意)
別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて
記載すること。

○ 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十二号）

改正案

現行

様式第三号 【四半期損益計算書】 【第 四半期会計期間】		様式第三号 【四半期損益計算書】 【第 四半期会計期間】	
(単位：円)		(単位：円)	
前第 四半期会計期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	当第 四半期会計期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	前第 四半期会計期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	当第 四半期会計期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
売上高	×××	×××	×××
売上原価	×××	×××	×××
売上総利益（又は売上総損失）	×××	×××	×××
販売費及び一般管理費	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
販売費及び一般管理費合計	×××	×××	×××
営業利益（又は営業損失）	×××	×××	×××
営業外収益	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
営業外収益合計	×××	×××	×××
営業外費用	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
営業外費用合計	×××	×××	×××
経常利益（又は経常損失）	×××	×××	×××
特別利益	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
特別利益合計	×××	×××	×××
特別損失	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
特別損失合計	×××	×××	×××
税引前四半期純利益（又は税引前四半期純損失）	×××	×××	×××
法人税、住民税及び事業税	×××	×××	×××
法人税等調整額	×××	×××	×××
法人税等合計	×××	×××	×××
四半期純利益（又は四半期純損失）	×××	×××	×××

区 分	注記 番号	金額(円)	百分比 (%)	金額(円)	百分比 (%)
I 売上高		×××		×××	
II 売上原価		×××		×××	
III 売上総利益（又は売上総損失）		×××		×××	
IV 販売費及び一般管理費		×××		×××	
.....		×××		×××	
.....		×××		×××	
.....		×××		×××	
V 販売費及び一般管理費合計		×××		×××	
VI 営業利益（又は営業損失）		×××		×××	
.....		×××		×××	
.....		×××		×××	
.....		×××		×××	
VII 営業外収益		×××		×××	
.....		×××		×××	
.....		×××		×××	
.....		×××		×××	
VIII 営業外収益合計		×××		×××	
IX 営業外費用		×××		×××	
.....		×××		×××	
.....		×××		×××	
.....		×××		×××	
X 営業外費用合計		×××		×××	
XI 経常利益（又は経常損失）		×××		×××	
.....		×××		×××	
.....		×××		×××	
XII 特別利益		×××		×××	
.....		×××		×××	
.....		×××		×××	
XIII 特別利益合計		×××		×××	
XIV 特別損失		×××		×××	
.....		×××		×××	
.....		×××		×××	
XV 特別損失合計		×××		×××	
XVI 税引前四半期純利益（又は税引前四半期純損失）		×××		×××	
XVII 法人税、住民税及び事業税		×××		×××	
XVIII 法人税等調整額		×××		×××	
XIX 法人税等合計		×××		×××	
XX 四半期純利益（又は四半期純損失）		×××		×××	

(記載上の注意)
別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

(記載上の注意)

別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

○ 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十二号）

改 正 案

現 行

様式第四号		様式第四号	
【四半期キャッシュ・フロー計算書】		【四半期キャッシュ・フロー計算書】	
	(単位：円)		
	前第 四半期累計期間 (自 平成 年月 日 至 平成 年月 日)	当第 四半期累計期間 (自 平成 年月 日 至 平成 年月 日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー			
営業収入	×××	×××	
原材料又は商品の仕入れによる支出	△××	△××	
人件費の支出	△××	△××	
その他の営業支出	△××	△××	
小計	×××	×××	
利息及び配当金の受取額	×××	×××	
利息の支払額	△××	△××	
損害賠償金の支払額	△××	△××	
法人税等の支払額	△××	△××	
営業活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△××	△××	
有形固定資産の売却による収入	×××	×××	
有形固定資産の売却による支出	△××	△××	
投資有価証券の取得による収入	×××	×××	
投資有価証券の売却による収入	△××	△××	
貸付けによる支出	×××	×××	
貸付金の回収による収入	×××	×××	
……………	×××	×××	
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入れによる収入	×××	×××	
短期借入金の返済による支出	△××	△××	
長期借入れによる収入	×××	×××	
長期借入金の返済による支出	△××	△××	
社債の発行による収入	×××	×××	
社債の償還による支出	△××	△××	
株式の発行による収入	×××	×××	
自己株式の取得による支出	△××	△××	
配当金の支払額	△××	△××	
……………	×××	×××	
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	
Ⅰ 営業活動によるキャッシュ・フロー			
営業収入	×××	×××	
原材料又は商品の仕入れによる支出	-×××	-×××	
人件費の支出	-×××	-×××	
その他の営業支出	-×××	-×××	
小計	×××	×××	
利息及び配当金の受取額	×××	×××	
利息の支払額	-×××	-×××	
損害賠償金の支払額	-×××	-×××	
……………	×××	×××	
法人税等の支払額	-×××	-×××	
営業活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	-×××	-×××	
有価証券の売却による収入	×××	×××	
有形固定資産の売却による支出	-×××	-×××	
有形固定資産の売却による収入	×××	×××	
投資有価証券の取得による支出	-×××	-×××	
投資有価証券の売却による収入	×××	×××	
貸付けによる支出	-×××	-×××	
貸付金の回収による収入	×××	×××	
……………	×××	×××	
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入れによる収入	×××	×××	
短期借入金の返済による支出	-×××	-×××	
長期借入れによる収入	×××	×××	
長期借入金の返済による支出	-×××	-×××	
社債の発行による収入	×××	×××	
社債の償還による支出	-×××	-×××	
株式の発行による収入	×××	×××	
自己株式の取得による支出	-×××	-×××	
配当金の支払額	-×××	-×××	
……………	×××	×××	
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	

財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
現金及び現金同等物の四半期末残高	×××	×××

(記載上の注意)

1. 四半期累計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関して、利害関係者の判断を誤らせないと認められる範囲内で、上記の様式を集約して記載することができる。
2. 「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。
3. 主要な項目のみを記載し、他の項目については、「その他」として一括して記載することができる。
4. 「小計」の記載は省略することができる。
5. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増加額（△は減少額）	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
現金及び現金同等物の四半期末残高	×××	×××

(記載上の注意)

1. 四半期累計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関して、利害関係者の判断を誤らせないと認められる範囲内で、上記の様式を集約して記載することができる。
2. 「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。
3. 主要な項目のみを記載し、他の項目については、「その他」として一括して記載することができる。
4. 「小計」の記載は省略することができる。
5. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

○ 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十二号）

改正案

現行

様式第五号		様式第五号	
【四半期キャッシュ・フロー計算書】		【四半期キャッシュ・フロー計算書】	
		(単位：円)	
		前第 四半期累計期間	当第 四半期累計期間
		(自 平成 年 月 日	(自 平成 年 月 日
		至 平成 年 月 日)	至 平成 年 月 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前四半期純利益（又は税引前四半期純損失）	×××		×××
減価償却費	×××		×××
減損損失	×××		×××
貸倒引当金の増減額（△は減少）	×××		×××
受取利息及び受取配当金	△×××		△×××
支払利息	×××		×××
為替差損益（△は益）	×××		×××
有形固定資産売却損益（△は益）	×××		×××
損害賠償損失	×××		×××
売上債権の増減額（△は増加）	×××		×××
たな卸資産の増減額（△は増加）	×××		×××
仕入債務の増減額（△は減少）	×××		×××
.....	×××		×××
小計	×××		×××
利息及び配当金の受取額	×××		×××
利息の支払額	△×××		△×××
損害賠償金の支払額	△×××		△×××
.....	×××		×××
法人税等の支払額	△×××		△×××
営業活動によるキャッシュ・フロー	×××		×××
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△×××		△×××
有価証券の売却による収入	×××		×××
有形固定資産の取得による支出	△×××		△×××
有形固定資産の売却による収入	×××		×××
投資有価証券の取得による支出	△×××		△×××
投資有価証券の売却による収入	×××		×××
貸付けによる支出	△×××		△×××
貸付金の回収による収入	×××		×××
.....	×××		×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××		×××
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入れによる収入	×××		×××

様式第五号		様式第五号	
【四半期キャッシュ・フロー計算書】		【四半期キャッシュ・フロー計算書】	
		(単位：円)	
		前第 四半期累計期間	当第 四半期累計期間
		(自 平成 年 月 日	(自 平成 年 月 日
		至 平成 年 月 日)	至 平成 年 月 日)
Ⅰ 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前四半期純利益（又は税引前四半期純損失）	×××		×××
減価償却費	×××		×××
減損損失	×××		×××
貸倒引当金の増加額	×××		×××
受取利息及び受取配当金	-×××		-×××
支払利息	×××		×××
為替差損	×××		×××
有形固定資産売却益	-×××		-×××
損害賠償損失	×××		×××
売上債権の増加額	-×××		-×××
たな卸資産の減少額	×××		×××
仕入債務の減少額	-×××		-×××
.....	×××		×××
小計	×××		×××
利息及び配当金の受取額	×××		×××
利息の支払額	-×××		-×××
損害賠償金の支払額	-×××		-×××
.....	×××		×××
法人税等の支払額	-×××		-×××
営業活動によるキャッシュ・フロー	×××		×××
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	-×××		-×××
有価証券の売却による収入	×××		×××
有形固定資産の取得による支出	-×××		-×××
有形固定資産の売却による収入	×××		×××
投資有価証券の取得による支出	-×××		-×××
投資有価証券の売却による収入	×××		×××
貸付けによる支出	-×××		-×××
貸付金の回収による収入	×××		×××
.....	×××		×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××		×××

短期借入金の返済による支出	△×××	△×××
長期借入れによる収入	×××	×××
長期借入金の返済による支出	△×××	△×××
社債の発行による収入	×××	×××
社債の償還による支出	△×××	△×××
株式の発行による収入	×××	×××
自己株式の取得による支出	△×××	△×××
配当金の支払額	△×××	△×××
.....	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
現金及び現金同等物の四半期末残高	×××	×××

(記載上の注意)

1. 四半期累計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関して、利害関係者の判断を誤らせないと認められる範囲内で、上記の様式を集約して記載することができる。
2. 「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。
3. 主要な項目のみを記載し、他の項目については、「その他」として一括して記載することができる。
4. 「小計」の記載は省略することができる。
5. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入れによる収入	×××	×××	×××
長期借入金の返済による支出	-×××	-×××	-×××
長期借入れによる収入	×××	×××	×××
長期借入金の返済による支出	-×××	-×××	-×××
社債の発行による収入	×××	×××	×××
社債の償還による支出	-×××	-×××	-×××
株式の発行による収入	×××	×××	×××
自己株式の取得による支出	-×××	-×××	-×××
配当金の支払額	-×××	-×××	-×××
.....	×××	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	×××
Ⅳ 現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××	×××
Ⅴ 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	×××	×××	×××
Ⅵ 現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××	×××
Ⅶ 現金及び現金同等物の四半期末残高	×××	×××	×××

(記載上の注意)

1. 四半期累計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関して、利害関係者の判断を誤らせないと認められる範囲内で、上記の様式を集約して記載することができる。
2. 「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。
3. 主要な項目のみを記載し、他の項目については、「その他」として一括して記載することができる。
4. 「小計」の記載は省略することができる。
5. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。